

Client Alert

October 2014

ロシアにおける個人情報保護の強化： ロシア国内のデータベース使用が、 2015年1月1日から義務付けられる見通し

1. 進展

ロシア国民の個人情報を扱う会社にロシア国内に置かれたデータベースの使用を原則的に義務付ける新法の発効が、従前の2016年9月1日の予定から前倒しされ、2015年1月1日となる見通しとなった。

ロシアは既に、ロシア国民の個人情報を扱う会社は、原則としてロシア国内に置かれたデータベースを使用しなければならないとする法律（「新法」）を成立させており（2014年7月21日）、当初、新法に基づく上記規制は、2016年9月1日に発効する予定であった。

しかし2014年9月24日、ロシア下院議会は、この発効を2015年1月1日に前倒しするという法律案（「本法案」）を可決した。本法案の発効までに必要な上院議会の承認、大統領による署名、及び公布が必要であるが、それらは数週間のうちに完了する見込みである。

2. 主な影響

新法は、その違反に対する制裁措置として、違反者のウェブサイトブロックすることを認めるなど、事業者に重大な影響を有する。また、新法に応じてロシア国内のデータベースを利用する場合、その利用がロシアでの課税根拠とならないかについて、議論の進展に留意を要する。

新法のもとでは、ロシア国民の個人情報を収集する会社は個人情報を保存し、処理するためのデータベースをロシア国内に保有することが義務付けられることとなる。SNSやオンライン予約システムを運営する会社など多くの事業者が、この規制の対象となると見込まれる。また、違反があった場合、裁判所の命令に基づき、ロシア当局が違反者のウェブサイトへのアクセスを停止することも可能となる。

3. 法律の内容

3.1 概要

新法は、ロシア国民の個人情報を収集するウェブサイトの運営者がデータの保存、効率化、修正、更新などに使用するデータベースは、ロシア国内におかれたものでなければならないと定めている。ロシアにおける個人情報の定義は広く、特定の個人に間接的に関連する情報も含むとされている。個人情報に当たるかどうかの限界は必ずしも明確ではないが、典型的には、氏名、生年月日、住所、学歴、家系に関する情報が該当し、また、これら以外でも個人の特定を可能とさせるような情報も該当する。

本クライアントアラートに
関するお問い合わせ先

高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
kensaku.takase@bakermckenzie.com

達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com

岡田 次弘
アソシエイト
03 6271 9541
tsugihiro.okada@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

新法は、少なくともその文言上、情報処理を、ロシアにあるデータベースのみで行うことまでは要求していない。また、個人情報の国際的な送受信につき、既存の法律によるもの以上の規制を加えるものではない。さらに、データベースサーバーを、会社自身が所有することまでは要求していないということも文理上はいうことができる。もっとも、新法の発効後、ロシア当局がより制限的な法律解釈を行う可能性も否定できず、今後の動向に注意が必要である。

3.2 違反に対する制裁

新法は、個人情報侵害者をリスト化し、記録することを定めており、ロシアで国内のデータベース使用義務に違反した事業者は、裁判所の命令を経て、このリストに記録される。ロシア当局は、このリストに記載された事業者のウェブサイトへのアクセスをブロックする権限を有することとなる。裁判所の命令が覆された場合や、事業者が侵害を是正したことを立証した場合には、当該事業者は上記リストから削除される。

4. 税法上の影響

現状、ロシアでは、サーバーの存在が恒久的施設となるという立場は取っていないが、OECD加盟国にみられる税法解釈の多くがロシアでも採用されるのが実情である。そのため、長期的には、ロシアにおいてデータベースを運用する事業者は、そのサーバーの存在を理由としてロシアで課税されることとなる可能性があり、特に、IT・クラウド事業者はその進展に注意する必要がある。

5. 今後の対応

政府は、新法による事業者への負担を軽減するための修正を検討するワーキンググループを設置した。そのため、新法は発効するまでに文言に修正が加えられる可能性があり、当事務所モスクワオフィスはこの点の進捗を特に注視している。

新法は、ロシア国民の個人情報を収集し、活用する事業活動を展開する事業者に重大なインパクトを与えるものであるため、該当する事業者は、ロシアにあるデータベースを使用していないのであれば、新法に違反しないよう、技術、法務及び税務の観点からの検討が必要である。